

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：(株)大林組  
住所：東京都港区港南2丁目15番2号
2. 指名停止措置期間 自 令和8年5月15日 1ヶ月  
至 令和8年6月14日

### 3. 事実概要

(株)大林組は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関し、当該業者の社員が所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。

この件について、当該業者及び当該業者の社員2名は、令和8年3月24日付で鰺沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564